

業種により「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。選任していますか？
『安全衛生推進者』の養成講習会です。

主催（公社）神奈川労務安全衛生協会横須賀支部
共催 横須賀商工会議所 《公印省略》

「安全衛生推進者養成講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2では、常時10人以上50人未満（派遣・パート・アルバイトを含む）の労働者を使用する事業場においては、その業種により「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務付けられております。（「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、次頁をご参照下さい。）

この度、下記により「安全衛生推進者養成講習会」を開催致しますので、案内申し上げます。

記

1. 日 時

1日目 2026年9月29日（火）13:10～17:30 受付開始12:40
2日目 2026年9月30日（水） 9:30～16:50 受付開始 9:10

2. 会 場

横須賀市立勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）6階 第1会議室
（横須賀市日の出町1-5 電話 046-822-0202）

3. 受講対象

安全衛生推進者に選任予定の方

4. 講習内容

1日目	・安全衛生教育 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康保持増進対策	2日目	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる処置等 ・安全衛生関係法令
-----	---------------------------------------	-----	---

5. 定 員 30名

6. 費 用（消費税込み）

受講料	会員：11,470円	一般：11,470円
テキスト代	会員：1,070円	一般：1,430円

7. 申 込

申込書（別紙）に所定事項を御記入の上、FAXもしくはメールで横須賀支部事務局あてに送付するか、横須賀支部ホームページからNET申込みして下さい。

FAX：046-845-9510 メール：yokosuka@roaneikyo.or.jp

Net 申込：<https://www.roaneikyo.or.jp/shibu/reserve/schedule.php?sibu=7>

申込締切り：2026年9月15日（火）但し、先着順で定員となり次第締切りとさせていただきます。

キャンセルは講習日の4日前までにご連絡下さい。ご連絡がない場合、費用はご負担頂きます。

8. 本人確認

本講習会を受講される方は、講習会当日、下記①～⑧にあげたうちのいずれかの本人確認証明書をご持参下さい。受付時に確認させていただきます。

- ① 国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
- ② 住民基本台帳（住基カード）、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
- ③ 健康保険被保険者証（健康保険証）
- ④ パスポート（旅券）
- ⑤ 学生証、卒業証明書
- ⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦ 平成28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧ // 再交付技能講習修了証

*** お支払いは9月18日(金)まで ***

2026年 「安全衛生推進者養成講習会」受講申込書

申込事業所・御担当者関係記入欄

会員番号								
事業所名						御担当者部署 氏 名	電話番号	FAX
住 所	〒							
メール								

受講者関係記入欄 (楷書で記入をお願い致します。全ての記載事項を必ず記入して下さい)

受講者氏名 (フリガナ)	生年月日 (西暦)	(郵便番号) 受講者住所
①()	西暦	(〒 -)
②()	西暦	(〒 -)

お支払いは、銀行振込でお願い致します。(振込手数料は貴社でご負担願います)

【お振込み先】 口座名義 (公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部
 湘南信用金庫田浦支店 (普) 1111447

- 振込予定日をご記入下さい。 月 日 振込予定
- 請求書が必要 ☐ (ご担当者様宛に郵送します。☐にチェック☒を入れて下さい。)
- 個人で銀行振込を行ったので事業場 (会社) 宛て領収書が必要 ☐
 (講習会終了後「ご担当者」様宛にメールで送信いたします。☐にチェック☒を入れて下さい。)
- 支払期限に間に合わない場合 月 日 支払予定 (支払予定日をご記入下さい)

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理いたします。

安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない業種

業 種	製造業(物の加工業含む)										鉱業	建築業	運送業			卸売・小売業				通信業	接客娯楽業			左記以外の業種
	化学工業	紙・パルプ	鉄鋼業	輸送用機械	電気・ガス・水道	自動車整備業	機械修理業	金属製品製造業	木材製品製造業	その他			道路貨物運送業	港湾運送業	その他	各種商品卸売・小売業	卸売・小売業	家具・建具・じゅう器等	燃料小売業		その他	旅館業	ゴルフ場等	

凡例 ●：安全衛生推進者 ◎：衛生推進者

「安全衛生推進者」を選任しなければならない業種は、常時10人以上50人未満の労働者 (派遣・パート・アルバイトを含む) を使用する製造業・運送業等、上表の事業場が対象です。

※ 衛生推進者を選任すべきその他の業種の例

金融・保険業、新聞販売業、幼稚園、保育園、学校、医療機関 (医院・歯科・接骨)、はり、灸、マッサージ、ペットショップ、料理・飲食業、クリーニング、理容・美容・エステ、警備保障、情報処理、観光案内、放送、組合・団体、カラオケ、マージャン等